

未収金回収専門の司法書士が

未収診療報酬を回収いたします！

完全成功報酬 (10%~25%)、事務実費後払い (強制執行を除く)

着手金0円
相談無料

- ① 診療報酬債権は **3年** で時効消滅します。早めのご対応が必要です！
- ② 司法書士が介在し請求することで、業務の効率化・回収率の向上が期待できます。
- ③ 未収診療報酬を回収することで、財務内容がさらに良くなります。

事務長様へ

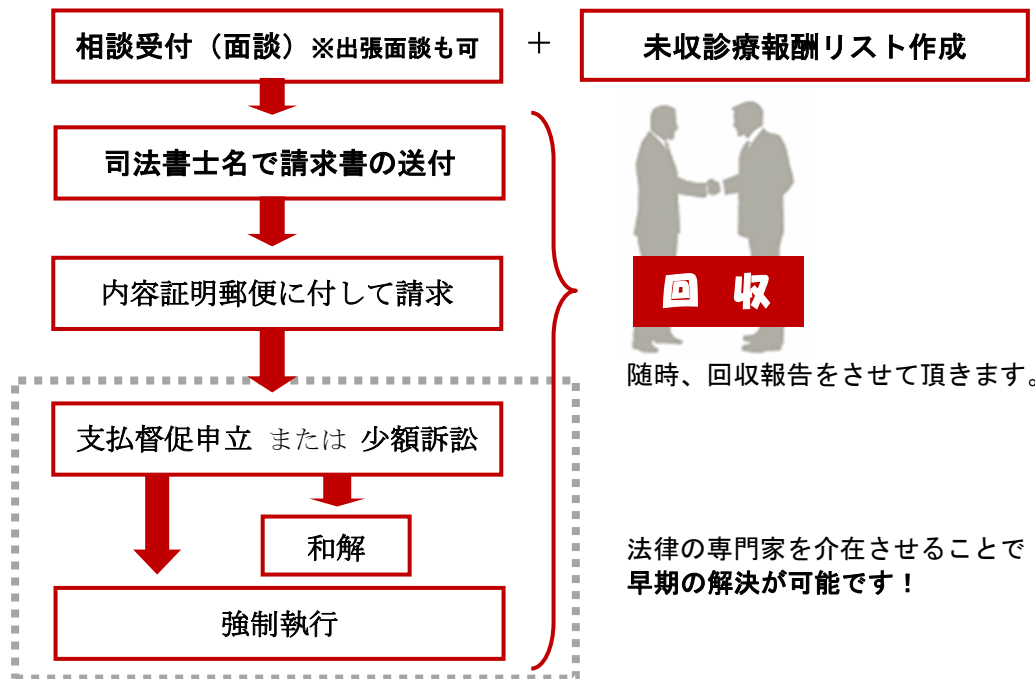
ひとりひとりに対する未収診療報酬の額が小さくとも、それが積み重なれば多額の不良債権となります。回収作業を進めるには、通常の業務以外に時間・労力を割かねばなりませんし、どのように進めればよいのか判断が難しい事例もあるかと存じます。

そのような場合に、専門家に任せることでより効率的かつ着実に回収することは可能です。

未収金の問題は時効完成直前に対応するのでは遅すぎます！

※ 早期対応が確実な回収と今後の未収金発生防止につながります。

未収金回収の
基本的な流れ



〒550-0005 大阪市西区西本町一丁目4番1号オリックス本町ビル9階

アクト司法書士法人 TEL : 06-6533-0780、FAX : 06-6533-0781

(特定社員) 司法書士

木村茂雄

所属会 大阪司法書士会

登録番号 第3896号

簡裁認定番号 第312279号



相談予約のお申し込みは、TEL : 06-6533-0780 もしくは FAX : 06-6533-0781 までお気軽にご連絡ください。

アクト司法書士法人 宛

ご住所..... TEL : (.....)

病院名・ご担当者
診療所名..... (.....) 様

FAXでのお申し込みの際にお使いください。